

平成 2 6 年 度

事務 分配 等 規 程

神戸地方裁判所

- 平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日 決 議
(平成 2 6 年 1 月 1 日 施 行)
- 平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日 決 議
(平成 2 6 年 1 月 6 日 施 行)
- 平成 2 6 年 1 月 1 0 日 決 議
(平成 2 6 年 1 月 1 6 日 施 行)
- 平成 2 6 年 2 月 1 9 日 決 議
(平成 2 6 年 2 月 2 6 日 施 行)
- 平成 2 6 年 2 月 1 9 日 決 議
(平成 2 6 年 3 月 1 日 施 行)
- 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 決 議
(平成 2 6 年 3 月 2 5 日 施 行)
- 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 決 議
(平成 2 6 年 3 月 2 7 日 施 行)
- 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 決 議
(平成 2 6 年 3 月 3 1 日 施 行)
- 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 決 議
(平成 2 6 年 4 月 1 日 施 行)

第1編 総	則	・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
第2編 本	庁	・・・・・・・・・・・・・・・・	2	
第1章 民	事	部	・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第1節	裁判事務の分配	・・・・・・・・・・・・・・・・	2	
第2節	裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	・・・・・・・・	7	
第2章 刑	事	部	・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
第1節	裁判事務の分配	・・・・・・・・・・・・・・・・	8	
第2節	裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	・・・・	13	
第3編 支	部	・・・・・・・・・・・・・・・・	14	
第1章 尼	崎	支	部	・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第1節	裁判事務の分配	・・・・・・・・・・・・・・・・	14	
第2節	裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	・・・・	16	
第2章 姫	路	支	部	・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第1節	裁判事務の分配	・・・・・・・・・・・・・・・・	17	
第2節	裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	・・・・	18	
第3章	その他の支部	・・・・・・・・・・・・・・・・	19	
第4編 管内簡易裁判所		・・・・・・・・・・・・・・・・	19	
第1章 神戸簡易裁判所		・・・・・・・・・・・・・・・・	19	
第1節	裁判事務の分配	・・・・・・・・・・・・・・・・	19	
第2節	裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	・・・・	22	
第2章 尼崎簡易裁判所		・・・・・・・・・・・・・・・・	23	
第3章 姫路簡易裁判所		・・・・・・・・・・・・・・・・	24	
第4章 その他の簡易裁判所		・・・・・・・・・・・・・・・・	25	
第5編 司法行政事務の代理順序		・・・・・・・・・・・・・・・・	26	
第1章 本	庁	・・・・・・・・・・・・・・・・	26	
第2章 支	部	・・・・・・・・・・・・・・・・	26	
第3章 管内簡易裁判所		・・・・・・・・・・・・・・・・	27	

第4章 補 則 28

第6編 補 則 28

別 表

別表第1 本庁の裁判官の配置及び開廷日割 30

別表第2 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置 32

別表第3 その他の支部の裁判官の配置及び代理順序
. 34

別表第4 神戸簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
. 36

別表第5 尼崎簡易裁判所及び姫路簡易裁判所の裁判官
の配置及び開廷日割 38

別表第6 管内簡易裁判所（神戸，尼崎及び姫路を除く。）
の裁判事務の分配，開廷日割，裁判官の配置，
及び代理順序 41

平成26年度神戸地方裁判所事務分配等規程

第1編 総則

(目的)

第1条 この規程は、神戸地方裁判所、支部及び管内簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷日割並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序を定めることを目的とする。

(部、支部の事務分配)

第2条 各部又は各支部の裁判官に対する事務の分配は、この規程に定めるもののほか、当該部又は当該支部において定める。ただし、労働審判事件は、支部においては取り扱わない。

(規定の準用)

第3条 この規程のうち、本庁に関する規定は、その性質に反しない限り、支部及び管内簡易裁判所に準用する。

(事件の回付)

第4条 本庁若しくは支部において処理するのが相当でない事件又は他の支部若しくは本庁で処理するのが相当である事件については、常任委員会に申し出てその承認を得た上、その事件を他の支部又は本庁に回付することができる。ただし、関連事件について関係各裁判官が協議して回付する場合、管轄区域（本条において、本庁の管轄区域は、支部の管轄区域を除いた区域をいうものとする。）の定め反して提起され又は申し立てられた事件を本来審理すべき本庁又は支部に回付する場合及び合議体を構成することができない支部に申し立てられた準抗告事件を他の支部又は本庁に回付する場合は、常任委員会の承認を得ることを要しない。

2 伊丹、明石、柏原、社、龍野及び洲本の支部に係属する一人制事件について合議体で審理裁判するのが相当であるときは、常任委員会に申し出てその承認を得

た上、その事件を、伊丹、明石、柏原及び洲本の支部においては本庁に、社及び龍野の支部においては姫路支部に回付することができる。

第2編 本庁

第1章 民事部

第1節 裁判事務の分配

(訴訟事件等)

第5条 次の事件は、事件の種類ごとに第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部に順次配付する。この場合において、(1)、(2)及び(10)の事件を配付するときは、第2民事部及び第4民事部に配付する件数については、他の部に配付する件数4件に対し、5件の割合で配付する。ただし、手形訴訟事件（小切手訴訟事件を含む。以下同じ。）の異議事件は、当該手形訴訟事件を担当した部に配付する。

(1) 第一審通常訴訟事件（陸上交通事故による損害賠償請求事件及び保険金（共済金を含む。）請求事件（以下「交通損害賠償等請求事件」という。）、労働災害による損害賠償請求事件、地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟事件、知的財産権事件（平成8年7月24日付け最高裁行一第126号行政局長通達「行政事件及び行政事件関連民事事件、労働関係民事事件並びに知的財産権関係民事事件の報告について」による知的財産権関係民事事件をいう。以下同じ。）、労働事件（同行政局長通達による労働関係民事事件（労働災害による損害賠償請求事件を除く。）をいう。以下同じ。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第24条の規定による差止請求事件並びに医療事件（医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。）（以下「通常訴訟事件」という。）

(2) 手形訴訟事件

- (3) 人身保護事件
- (4) 控訴事件（次項(2)から(6)までに定めるものを除く。ただし、交通損害賠償等請求控訴事件は、事件の種類が異なるものとして、別途順次配付する。）
- (5) 抗告事件及び保全抗告事件（本案が次項(3)及び(4)に定める事件であるものを除く。）
- (6) 除斥，忌避事件
- (7) 民事調停事件（第4項及び第6条(1)に定めるものを除く。）
- (8) 共助事件（第6条(9)に定めるものを除く。）
- (9) 訴えの提起前における証拠保全事件（次項(7)に定めるものを除く。）
- (10) 仲裁関係事件（仲裁法第15条による保全処分事件を除く。）
- (11) 訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件（次項(7)に定めるものを除く。）

2 次の事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。

- (1) 交通損害賠償等請求事件（第一審事件）は第1民事部
- (2) 行政事件（労働関係行政事件を除く。）並びに地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟事件（控訴事件を含む。）及びその民事保全事件は第2民事部
- (3) 知的財産権事件（控訴事件を含む。），独占禁止法第24条の規定による差止請求事件及びそれらの民事保全事件（保全抗告事件を含む。）は第5民事部
- (4) 労働審判事件，労働事件（労働審判手続から訴訟手続に移行した事件及び控訴事件を含む。）及びその民事保全事件（保全抗告事件を含む。），労働組合法違反を理由とする過料事件並びに労働関係行政事件は第6民事部
- (5) 労働災害による損害賠償請求事件（控訴事件を含む。）は第1民事部，第2民事部，第4民事部，第5民事部及び第6民事部（第一審事件及び控訴事件の別に順次配付する。）
- (6) 医療事件（控訴事件を含む。）は第1民事部，第4民事部，第5民事部及び

第6民事部（第一審事件及び控訴事件の別に順次配付し、それぞれ、第4民事部に配付する件数については、他の部に配付する件数2件に対し3件の割合で配付する。）

- (7) (1)から(4)までの事件を本案とする訴えの提起前における証拠保全事件及び訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件は、本案の配付を受けるべき部
- 3 第4条により本庁に回付された事件は、前2項の例により配付する。
- 4 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした民事調停事件は、当該訴訟事件を担当する部において処理する。
- 5 第2項の各部に同項に掲げた各事件を配付したときは、次の換算割合に従って当該部への事件の配付を減ずる。
- (1) 交通損害賠償等請求事件及び労働審判事件については、1件に対し通常訴訟事件2件の割合
- (2) 知的財産権事件、行政事件、地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟事件、労働事件及び独占禁止法第24条の規定による差止請求事件については、1件に対し通常訴訟事件3件の割合（労働審判手続から訴訟手続に移行した事件は1件の割合）
- (3) 知的財産権事件、労働事件及び独占禁止法第24条の規定による差止請求事件の保全命令事件並びに保全異議事件については、1件に対し通常訴訟事件2件の割合
- (4) 知的財産権控訴事件及び労働控訴事件については、2件に対し第1項(4)に定める控訴事件3件の割合
- (5) 医療事件のうち第4民事部に配付する事件については、3件に対し通常訴訟事件7件の割合（減じた4件の通常訴訟事件は、第2民事部に配付される通常訴訟事件に各1件ずつ付加して配付する。）
- (6) 第2項(1)から(4)までに定める事件を本案とする訴えの提起前における証拠保全事件については、1件に対し第1項(9)に定める訴えの提起前における証拠保

全事件 1 件の割合

- (7) 第 2 項(1)から(4)までに定める事件を本案とする訴えの提起前における証拠収集処分等の事件については、1 件に対し第 1 項(1)に定める訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件 1 件の割合

- 6 配付された事件の当事者数による算定については、10 人までのものを 1 件、10 人を超え 20 人までのものを 2 件、20 人を超えるものを 3 件とする。ただし、常任委員会は、当該部の申出により、事案に応じこれと異なる取扱いをすることができる。

(執行事件等)

第 6 条 次の事件は、第 3 民事部に配付する。

- (1) 民事執行事件（執行抗告事件を含む。）
- (2) 破産事件及び再生事件
- (3) 会社更生事件
- (4) 民事保全事件（他の民事部担当事件を除く。）
- (5) 仲裁法第 15 条による保全処分事件
- (6) 非訟事件（他の民事部担当事件を除く。）
- (7) 船舶所有者等責任制限事件
- (8) 油濁損害賠償責任制限事件
- (9) (1)から(8)までの共助事件
- (10) 民事保全法第 41 条第 4 項により準用する民事訴訟法第 349 条による準再審事件
- (11) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に定める調停事件
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令事件（以下「配偶者の暴力に関する保護命令事件」という。）

(付随事件等)

第 7 条 本案訴訟に付随する執行停止事件、その他本案訴訟に関する申立て又は申

請事件（書記官の処分に対する異議事件を含む。）は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の配付を受けた部に配付する。

（雑事件）

第8条 第5条及び第7条に掲げた以外の申立て又は申請事件は、第3民事部に配付する。

（再審及び差戻し事件等）

第9条 再審事件及び差戻し事件は、原裁判をした部に配付する。原裁判をした部がないときは、第5条第1項及び第2項の規定に準じて順次配付する。

2 仮既済とした事件につき期日指定の申立てがあったときは、事件の配付を受けていた部で処理する。

（前審関与事件）

第10条 上訴事件又は差戻し事件の配付を受けるべき部に原裁判に関与した裁判官が属し、かつ、当該裁判官が関与するのでなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、次順位の部（第5条第2項に規定する事件（同項(6)を除く。）については、第19条に規定する代理部）と振り替えて配付する。また、証拠保全の差戻し事件について、配付を受けるべき部に原裁判に関与した未特例判事補以外の未特例判事補が存しないときも同様とする。

（除斥事件等）

第11条 除斥又は忌避事件の配付を受けるべき部に、申立てを受けた職員が属するとき又は除斥事由の存否が問題となっている職員が属するときは、前条の例による。

（その他の除斥原因）

第12条 事件の配付を受けるべき部に、前2条以外の除斥原因のある職員が属するときは、第10条の例による。

（関連事件）

第13条 関連事件が異なった部に係属しているときは、関係各部が協議して一つ

の部に事件を移すことができる。

(常任委員会の承認による配付替え)

第14条 配付された事件をその部で処理することが相当でなく、当該部の申出により常任委員会の承認を得たときは、当該事件を他の部に移すことができる。

(振替え等の調整)

第15条 第10条から前条までの規定により事件を他の部へ振り替え、又は移したときは、関係部に配付すべき新件で調整する。

(未済事件)

第16条 前年度の未済事件は、その部で引き続き処理する。

(新受事件)

第17条 新受事件の配付は、前年度に最終配付のあった部の次順位の部から始める。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第18条 裁判官の配置及び開廷日割は、別表第1のとおりとする。

(代理部)

第19条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第1民事部は第4民事部、第2民事部は第5民事部、第3民事部は第1民事部、第4民事部は第2民事部、第5民事部は第6民事部、第6民事部は第4民事部がそれぞれ代理し、代理部に差し支えのあるときは、次順位の部（代理部を代理する部）が代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、民事部の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第20条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部に属する裁判官が別表第1記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第21条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、次のとおりこれを代理する。

(1) 合議事件

合議体を構成することができないときは、代理部の裁判官が代理する。

(2) 一人制事件

差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理し、更に差し支えのあるときは、(1)の例により代理する。

(緊急代理)

第22条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、所長の指名する部又は裁判官が代理する。

(支部填補裁判官)

第23条 民事事件について、支部に填補すべき裁判官は、民事部の裁判官が協議してこれを定める。緊急の必要のため、これによることができない場合は、所長の指名する裁判官が填補する。

第2章 刑事部

第1節 裁判事務の分配

(公判事件等)

第24条 次の事件は、事件の種類ごとに、第1刑事部から第4刑事部までに順次配付する（第3刑事部に対しては、当分の間、事件の配付を停止する。(1)のケの事件については、本案訴訟担当部以外の部に配付する。）。ただし、(2)の事件のうち、ケ、サ、シ及びセ以外の事件についての配布の割合は、第1刑事部に20分の6、第2刑事部に20分の8及び第4刑事部に20分の6とする。

(1) 合議事件

ア 法定合議の公判事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第2条第1項各号に掲げる事件（以下「裁判員裁判対象

事件」という。)、差戻し事件及び起訴議決に係る事件を除く。)

イ 裁判員裁判対象事件(差戻し事件及び起訴議決に係る事件を含む。)

ウ 差戻し事件(裁定合議事件を含み、裁判員裁判対象事件を除く。)

エ 起訴議決に係る事件(裁判員裁判対象事件を除く。)

オ 再審事件

カ 裁判に対する準抗告事件

キ 裁判官会議が定めた特殊事件

ク 起訴強制事件

ケ 忌避、回避事件

コ 裁判員法第3条第1項の請求又は職権に係る決定、同法第35条第1項(同法第38条第2項、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。)の異議申立事件、同法第41条第1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件(同条第2項の規定により送付を受けた事件に限る。)、同法第42条第1項の異議申立事件、同法第43条第2項の通知に係る裁判員又は補充裁判員の解任の事件及び第94条第1項の異議申立事件

サ その他の法定合議事件

(2) 一人制事件

ア 公判事件(各種税法違反事件(関税法違反事件を除く。)、差戻し事件、公職選挙法第253条の2の事件、即決裁判事件及び起訴議決に係る事件を除く。)

イ 各種税法違反事件(関税法違反事件及び起訴議決に係る事件を除く。)

ウ 差戻し事件

エ 公職選挙法第253条の2の事件(起訴議決に係る事件を除く。)

オ 即決裁判事件(起訴議決に係る事件を除く。)

カ 起訴議決に係る事件

キ 再審事件

- ク 捜査機関の処分に対する準抗告事件
 - ケ 刑の執行猶予言渡取消請求事件（必要的取消と裁量的取消に区分する。）
 - コ 共助事件
 - サ 証拠保全請求事件
 - シ 証人尋問請求事件
 - ス 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第21条による共助の要請についての審査請求事件及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第62条の審査請求事件
 - セ 更生保護法第52条第5項の求意見
 - ソ 起訴議決に係る事件についての指定弁護士の指定及びその取消し
 - タ その他の事件
- 2 部に配付された公判事件の算定については、被告人の数だけの事件の配付があったものとする。
- 3 関連する事件は、同一の部に配付する。
- 4 準抗告事件（組織的犯罪処罰法第52条第2項による不服申立て、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第26条第1項、第2項による不服申立て、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第72条第1項による不服申立て及び同法第73条第1項による異議の申立てを含む。）については次のとおりに配付する。
- (1) 配付を受けるべき部に原裁判に関与した裁判官（部総括裁判官を除く。）が属するときは、第31条の規定にかかわらず配付を受けるべき部に配付し、裁判官の填補を得て処理する。
 - (2) 裁判所の休日に関する法律に定める裁判所の休日及び執務時間外に受理した事件について緊急を要する場合において、配付を受けるべき部が直ちに処理す

ることができないときは、次順位の部に配付する。

- 5 前3項の規定による配付については、その直後に関係部に配付すべき新件で調整する。

(医療観察法による処遇事件)

第25条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第3条第1項に規定する事件（以下「処遇事件」という。）のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件は、特に定めるもののほか、第1刑事部から第4刑事部までに順次配付する（第3刑事部に対しては、当分の間、事件の配付を停止する。）。ただし、配付の割合は、第1刑事部に20分の6、第2刑事部に20分の8及び第4刑事部に20分の6とする。

- 2 医療観察法第59条第1項又は第2項による申立事件については、同条掲記の決定をした部がある場合には、その部に配付する。
- 3 医療観察法第49条第1項、第2項、第50条、第54条第1項、第2項若しくは第55条による申立事件又は競合する処分の調整の申立て（同法第76条第1項若しくは第2項）に係る事件については、その対象者（同法第2条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）について、これらの処遇事件又は同法第33条第1項、第59条第1項若しくは第2項による申立てに対し決定をした部がある場合には、直近にそれらの決定をした部に配付する。それらの決定をした部がない場合には、第1項の規定に準じ、各部に順次配付する。
- 4 医療観察法第40条第1項第1号に該当するか否かについての審理及び裁判は、同法第41条第1項の決定をした裁判官が所属する部の裁判官で構成する合議体により行う。
- 5 医療観察法第68条第2項本文又は第71条第2項後段による差戻事件は、第1項の規定に準じ、原裁判に関与した裁判官が所属する部以外の部に順次配付する。

(付随事件)

第26条 上訴権回復請求事件，刑事補償請求事件，費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は，本案の裁判をした部に配付し，麻薬特例法第21条に基づいてされた共助をすることができる場合に該当する旨の決定の取消請求事件及び組織的犯罪処罰法第65条の取消請求事件は，原裁判をした部に配付する。

(雑事件)

第27条 前条以外の本案訴訟に関する申立て又は請求事件は，本案訴訟の終結の前後にかかわらず，本案訴訟の配付を受けた部に配付する。

(令状事件等)

第28条 各種令状請求事件，時間外等の準抗告事件の執行停止及び年末年始等休日が4日以上連続する場合の準抗告事件，第1回公判期日前の勾留に関する処分，医療観察法第34条第1項前段又は第60条第1項前段の鑑定入院命令及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分は，本庁所属の裁判官が協議して担当する。

2 伊丹支部，尼崎支部又は明石支部所属の裁判官は，前項に定める各事件の処理について本庁に填補する。

(前審関与事件等)

第29条 差戻し事件の配付を受けるべき部に原裁判又はその基礎となった取調べに関与した裁判官が属し，かつ，当該裁判官が関与するのでなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは，次順位の部と振り替えて配付する。

(忌避事件等)

第30条 忌避若しくは回避事件又は医療観察法による審判の手続等に関する規則第8条第1項の除斥の決定に係る事件の配付を受けるべき部に，申立てを受けた職員が属するとき又は除斥事由の存否が問題となっている職員が属するときは，前条の例による。

(その他の除斥原因等)

第31条 事件の配付を受けるべき部に、前2条以外の除斥原因のある職員又は勾留に関する処分並びに麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分、起訴前の証拠調べ及び起訴議決に係る事件についての指定弁護士の指定をした裁判官が属するときは、第29条の例による。

(関連事件)

第32条 関連事件が異なった部に係属しているときは、関係各部が協議して一つの部に事件を移すことができる。

(常任委員会の承認による配付替え)

第33条 配付された事件をその部で処理することが相当でなく、当該部の申出により常任委員会の承認を得たときは、当該事件を他の部に移すことができる。

(振替え等の調整)

第34条 第29条から前条までの規定により事件を他の部へ振り替え、又は移したときは、関係部に配付すべき新件で調整する。

(未済事件)

第35条 前年度の未済事件は、その部で引き続き処理する。

(新受事件)

第36条 新受事件の配付は、前年度に最終配付のあった部の次順位の部から始める。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第37条 裁判官の配置及び開廷日割は、別表第1のとおりとする。

(代理部)

第38条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第1刑事部、第2刑事部、第4刑事部が順次代理し、代理部に差し支えのあるときは、次順位の部（代理部

を代理する部) が代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、刑事部の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第39条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部に属する裁判官が別表第1記載の順序(未特例判事補を除く。)により、これを代理する。

(代理裁判官)

第40条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、次のとおりこれを代理する。

(1) 合議事件

合議体を構成することができないときは、代理部の裁判官が代理する。

(2) 一人制事件

差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理し、更に差し支えのあるときは、(1)の例により代理する。

(緊急代理)

第41条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、所長の指名する部又は裁判官が代理する。

(支部填補裁判官の代理)

第42条 刑事事件について、支部に填補すべき裁判官は、刑事部の裁判官が協議してこれを定める。緊急の必要のため、これによることができない場合は、所長の指名する裁判官が填補する。

第3編 支 部

第1章 尼崎支部

第1節 裁判事務の分配

(民事事件)

第43条 民事事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 民事訴訟事件，人身保護事件，尼崎簡易裁判所の裁判官に対する除斥又は忌避申立事件，訴えの提起前における証拠保全事件，訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件及び証拠調べを必要とする民事共助事件は，事件の種類ごとに第1民事部，第2民事部に順次配付する。ただし，医療事件以外の民事訴訟事件については，配付の割合は，第1民事部に11分の5，第2民事部に11分の6とする。仲裁関係事件（仲裁法第15条に基づく保全処分事件を除く。）は，民事訴訟事件の配付に準ずる。

(2) 次の事件は，第1民事部に配付する。

ア 民事保全事件

イ 配偶者の暴力に関する保護命令事件

ウ 民事調停事件（(4)を除く。）

エ 過料事件

オ 非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）

(3) 次の事件は，第2民事部に配付する。

ア 破産事件，再生事件及び特別清算事件

イ 会社更生事件

ウ 民事執行事件

(4) 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした調停事件は，当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

(刑事事件)

第44条 刑事事件は，その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) (2)，(3)及び(5)に定めるもの以外の刑事事件は刑事部に配付する。

(2) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は，勾留した裁判官，その裁判官に差し支えのあるときは，支部長の指名する裁判官に配付する。

(3) 各種令状請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する

る処分は、尼崎支部所属の裁判官が協議して担当する。

(4) 伊丹支部所属の裁判官は、前号に定める各事件の処理について尼崎支部に填補する。

(5) 尼崎簡易裁判所の裁判官に対する忌避及び同裁判官の申立てにかかる回避申立事件については、支部長の指名する裁判官に配付する（刑事訴訟法第24条第1項に基づく簡易却下手続による場合を除く。）。

(その他の事件)

第45条 前2条に掲記する以外の事件は、尼崎支部所属の裁判官が協議して担当する。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置)

第46条 裁判官の配置は、別表第2のとおりとする。

(開廷日割)

第47条 開廷日割は、尼崎支部所属の裁判官の協議によって定める。

(代理部)

第48条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第1民事部と第2民事部とは相互に、刑事部は第1民事部又は第2民事部が順次代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、尼崎支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第49条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部の合議体を構成する裁判官が別表第2記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第50条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理する。

(緊急代理)

第51条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、支部長の指名する部又は裁判官が代理する。

2 尼崎支部所属の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第2章 姫路支部

第1節 裁判事務の分配

(民事事件)

第52条 民事事件は民事部に配付する。

2 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

3 民事訴訟事件以外の民事事件は、支部長が指名する刑事部所属の裁判官が処理することができる。

(刑事事件)

第53条 刑事事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 次に定めるもの以外の刑事事件（医療観察法第34条第1項前段又は第60条第1項前段の鑑定入院命令を含む。）は刑事部に配付する。

ア 各種令状請求事件，及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分

イ 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件

(2) 各種令状請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分は、姫路支部所属の裁判官が協議して担当する。

(3) 社支部及び龍野支部に勤務する裁判官並びに野里宿舎に居住する姫路支部以外の神戸地方裁判所所属の裁判官は、前項に定める各事件の処理について姫路支部に填補する。

(4) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官，その裁判官

に差し支えのあるときは、支部長の指名する裁判官に配付する。

(その他の事件)

第54条 前2条に掲記する以外の事件は、姫路支部所属の裁判官が協議して担当する。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置)

第55条 裁判官の配置は、別表第2のとおりとする。

(開廷日割)

第56条 開廷日割は、姫路支部所属の裁判官の協議によって定める。

(代理部)

第57条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、民事部と刑事部とが相互に代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、姫路支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第58条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部の合議体を構成する裁判官が別表第2記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第59条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理する。

(緊急代理)

第60条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

2 姫路支部所属の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第3章 その他の支部

(裁判官の配置)

第61条 裁判官の配置は、別表第3のとおりとする。

(開廷日割)

第62条 開廷日割は、各支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判事務の代理)

第63条 裁判官に差し支えがあるときの代理裁判官及びその順序は、別表第3のとおりとし、代理裁判官のうち本庁又は他支部所属の裁判官については、所長が指名するものとする。

2 緊急の必要のため前項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は、各支部所属の裁判官の協議によって定める。

第4編 管内簡易裁判所

第1章 神戸簡易裁判所

第1節 裁判事務の分配

(民事事件)

第64条 民事事件（第2項、第4項及び第6項から第10項までに規定する事件を除く。）は、次の事件の種類ごとに第1民事係、第2民事係、第3民事係、第4民事係及び第5民事係に順次配付する。ただし、配付の割合は、第1民事係及び第2民事係にそれぞれ7分の2、第3民事係、第4民事係及び第5民事係にそれぞれ7分の1の割合とする。

(1) 通常訴訟事件、付随事件

(2) 手形訴訟

- (3) 少額訴訟事件
 - (4) 少額訴訟債権執行事件
 - (5) 共助事件
 - (6) 訴えの提起前における証拠保全事件
 - (7) 保全異議，保全取消事件
 - (8) 和解事件
 - (9) 借地非訟事件
 - (10) 起訴命令申立事件
 - (11) 執行文付与に関する異議事件
 - (12) (1)から(11)までに掲記する以外の民事雑事件（第2項及び第7項に定める民事雑事件を除く。）
- 2 民事調停事件のうち，民事調停法第20条第1項により神戸地方裁判所から処理を命じられた事件は第1民事調停係に配付し，民事調停官が取り扱うことを相当とする事件は適宜各民事調停官に取り扱わせる。その余の民事調停事件（同条項により神戸簡易裁判所から処理を命じられた事件を含む。）は，事件の種類ごとに，第1民事調停係及び第2民事調停係に順次配付する。ただし，配付の割合は，第1民事調停係に2分の1，第2民事調停係に2分の1の割合とする。民事調停事件に付随する民事雑事件は，当該民事調停事件の係属した係に配付する。
 - 3 第1民事調停係及び第2民事調停係に配置する裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任とする。神戸簡易裁判所勤務の民事調停官を民事調停法第23条の3第2項，第7条第1項の調停主任とする。
 - 4 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした民事調停事件は，当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。
 - 5 当事者の一方又は双方の住所が旧三田簡易裁判所の管轄区域内にあり，かつ三田市内において調停委員会を開くのを相当とする民事調停事件は，第1民事調停係及び第2民事調停係の裁判官が順次填補により処理する。ただし，填補の割合

は、第1民事調停係に2分の1、第2民事調停係が2分の1の割合とする。

- 6 民事保全事件（保全異議、保全取消事件を除く。）は、保全係の裁判官のうち、別に定める開廷・填補日割表による開廷日の裁判官に配付する。ただし、神戸地方裁判所裁判官稲葉重子は、同日割表にかかわらず常に処理することができる。
- 7 民事保全事件についての担保取消決定事件は、その保全事件を処理した保全係の裁判官に配付する。
- 8 少額訴訟判決に対する異議申立事件は、当該少額訴訟判決をした係に配付する。
- 9 少額訴訟債権執行事件は、当該少額訴訟事件が係属した係に配付する。
- 10 少額訴訟債権執行事件について裁判所書記官が行う執行処分に対する執行異議申立て事件は、当該少額訴訟事件が係属した係を除き、第1民事係、第2民事係、第3民事係、第4民事係及び第5民事係に順次配付する。ただし、配付の割合は、第1民事係及び第2民事係にそれぞれ7分の2、第3民事係、第4民事係及び第5民事係にそれぞれ7分の1の割合とする。

（刑事事件）

第65条 次の事件は、刑事係に配付する。

- (1) 公判事件（差戻し事件及び公職選挙法第253条の2の事件を除く。）
 - (2) 差戻し事件
 - (3) 公職選挙法第253条の2の事件
 - (4) 再審事件
 - (5) 捜査機関の処分に対する準抗告事件
 - (6) その他の刑事事件（第2項及び第3項に定める事件を除く。）
- 2 略式事件（待命事件を含む。）は、略式係の裁判官のうち、別に定める開廷・填補日割表による開廷日の裁判官に配付する。
 - 3 略式命令に対する正式裁判事件、各種令状請求事件、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに警察官職務執行法第3条による保護許可事件、麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法

第4章若しくは第6章の保全に関する処分は、神戸簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

- 4 本庁，伊丹支部，尼崎支部又は明石支部所属の神戸簡易裁判所の補職発令のない裁判官（未特例判事補を除く。）及び西宮簡易裁判所，伊丹簡易裁判所，尼崎簡易裁判所又は明石簡易裁判所所属の裁判官は，裁判所法第36条第1項の規定により，前項に定める各事件の処理について神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。

第2節 裁判官の配置，開廷日割及び代理順序

（裁判官の配置及び開廷日割）

第66条 裁判官の配置及び開廷日割は，別表第4のとおりとする。

（裁判事務の代理）

第67条 前条の裁判官に差し支えのあるときは，次のとおり代理する。

- (1) 第1民事係については，第2民事係，第3民事係の順序で
第2民事係については，第3民事係，第4民事係の順序で
第3民事係については，第4民事係，第5民事係の順序で
第4民事係については，第5民事係，第1民事係の順序で
第5民事係については，第1民事係，第2民事係の順序で各代理する。

(2) 刑事係については，第5民事係が代理する。

(3) 第1民事調停係及び第2民事調停係は，相互に代理する。

(4) 略式係，督促係，公示催告係，過料係及び保全係の各代理順序については，別表第4記載の裁判官全員の協議により定める。

2 緊急の必要のため前項の順序によることができないときは，司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は，神戸簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

第2章 尼崎簡易裁判所

(裁判官の配置, 裁判事務の分配及び開廷日割)

第68条 裁判官の配置, 裁判事務の分配及び開廷日割は, 別表第5のとおりとする。

(その他の民事事件の事務分配)

第69条 民事事件のうち別表第5に定める事件以外の事件については, 尼崎簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

2 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした調停事件は, 当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

(その他の刑事事件の事務分配)

第70条 次の事件は, その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 上訴権回復請求事件, 刑事補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は, 本案の裁判をした裁判官に配付する。

(2) (1)以外の本案訴訟に関する申立て又は請求事件は, 本案訴訟の終結の前後にかかわらず, 本案訴訟の配付を受けた裁判官に配付する。

(3) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は, 勾留した裁判官, その裁判官に差し支えのあるときは, 司法行政事務を掌理する裁判官の指名した裁判官が担当する。

2 刑事事件のうち別表第5及び前項に定める事件以外の事件については, 尼崎簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

3 伊丹支部又は尼崎支部所属の尼崎簡易裁判所判事の補職発令のない裁判官(未特例判事を除く。)及び西宮簡易裁判所又は伊丹簡易裁判所所属の裁判官は, 裁判所法第36条第1項の規定により, 次に定める各事件の処理について尼崎簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。

(1) 各種令状請求事件

- (2) 待命略式請求事件
- (3) 被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分
- (4) 警察官職務執行法第3条による保護許可事件
- (5) 麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分

(裁判事務の代理)

第71条 各裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、尼崎簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

2 緊急の必要のため前項によることができないときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は、尼崎簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

第3章 姫路簡易裁判所

(裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割)

第72条 裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、別表第5のとおりとする。

(その他の事件の事務分配)

第73条 次の事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名した裁判官が担当する。

(2) 各種令状請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに警察官職務執行法第3条による保護許可事件、麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分については、姫路簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

- (3) 社簡易裁判所，龍野簡易裁判所及び加古川簡易裁判所に勤務する裁判官並びに野里宿舎に居住する姫路支部以外の神戸地方裁判所の裁判官（未特例判事補を除く。）は，裁判所法第36条第1項の規定により，(2)に定める各事件の処理について姫路簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。
- (4) 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした調停事件は，当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。
- (5) (1)から(4)までに掲記する以外の事件は，姫路簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

(裁判事務の代理)

第74条 各裁判官に差し支えのあるときの代理順序は，姫路簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

- 2 緊急の必要のため前項によることができないときは，司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。
- 3 夏期休廷期間中における代理関係は，姫路簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

第4章 その他の簡易裁判所

(裁判官の配置，裁判事務の分配及び開廷日割)

第75条 裁判官の配置，裁判事務の分配及び開廷日割は，別表第6のとおりとする。

(裁判事務の代理)

第76条 裁判官に差し支えがあるときの代理順序は，別表第6のとおりとする。

ただし，裁判所法第36条第1項の規定により，被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分について，神戸簡易裁判所の裁判官（この規定の定めにより神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる神戸地方裁判所判事を含む。）

は，明石簡易裁判所，篠山簡易裁判所，柏原簡易裁判所，豊岡簡易裁判所，浜坂

簡易裁判所及び洲本簡易裁判所の裁判官の、尼崎簡易裁判所の裁判官は、西宮簡易裁判所及び伊丹簡易裁判所の裁判官の、姫路簡易裁判所の裁判官は、加古川簡易裁判所、社簡易裁判所及び龍野簡易裁判所の裁判官の職務をそれぞれ行うことができる。

- 2 緊急の必要のため前項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官（伊丹、明石各簡易裁判所については、その司法行事務を掌理する裁判官の指名する裁判官）が代理する。

第5編 司法行政事務の代理順序

第1章 本 庁

（所長の代理）

第77条 所長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

第1順位 裁判官 増 田 耕 児

第2順位 裁判官 稲 葉 重 子

（部総括裁判官の代理）

第78条 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、当該部の次順位の裁判官がその職務を代理する。

第2章 支 部

（尼崎支部）

第79条 支部長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

第1順位 裁判官 大 西 忠 重

第2順位 裁判官 飯 畑 正一郎

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

(1) 第1民事部 第1順位 裁判官 檜 皮 高 弘

- 第2順位 裁判官 小倉真樹
- (2) 第2民事部 第1順位 裁判官 大野正男
- 第2順位 裁判官 鳥飼晃嗣
- (3) 刑事部 第1順位 裁判官 堀部麻記子
- (姫路支部)

第80条 支部長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

- 第1順位 裁判官 溝國禎久
- 第2順位 裁判官 川畑公美

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

- (1) 民事部 第1順位 裁判官 川畑公美
- 第2順位 裁判官 上寺誠
- (2) 刑事部 第1順位 裁判官 藤原美弥子

(その他の支部)

第81条 各支部の支部長に差し支えのあるときの代理順序は、別表第3のとおりとし、代理裁判官のうち本庁又は他支部の裁判官については、所長が指名するものとする。

2 緊急のため前項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第3章 管内簡易裁判所

(神戸簡易裁判所)

第82条 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、裁判官中路義彦がその職務を代理する。

(尼崎簡易裁判所)

第83条 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、裁判官湯川哲

嗣がその職務を代理する。

(姫路簡易裁判所)

第84条 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、裁判官寺田俊弘がその職務を代理する。

(その他の簡易裁判所)

第85条 各簡易裁判所の司法行政事務の代理順序は、別表第6のとおりとする。

第4章 補 則

(その他)

第86条 前9条の規定によることができないときは、所長は、適宜代理者を指名することができる。

第6編 補 則

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「通信傍受法」という。)の処理についての暫定措置)

第87条 通信傍受法による傍受令状及び傍受できる期間の延長の請求事件は、当分の間、神戸地方裁判所本庁において処理する。

2 神戸地方裁判所管内支部における通信傍受法に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁において取り扱う。

3 傍受の原記録の保管事務は、裁判官増田耕児が処理する。

4 前項の裁判官に差し支えのあるときは、別に定める「令状事件等事務処理要領」で定める令状当番裁判官が代理する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第6条(2)の規定のうち「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）」が施行されるまで「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」と読み替える。

附 則

この規程は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(別表第1)

本庁の裁判官の配置及び開廷日割

部・係	開廷日割	配置裁判官
第1民事部	火, 水, 金	松田高 井中橋 千智 鶴子子有
第2民事部	月, 火, 水, 木, 金	東(稲遠吉和塚 田 葉藤田山本 由太 美子) 郎代剛久 亜重浩祈弘晴
第3民事部	随時	稲鈴原 葉木田 重幸宗 子男輔
第4民事部	火, 水, 金	植寺武倉 屋西宮方 伸和英ユ 一史子リ
第5民事部	月, 水, 木	伊良(間山 原明田 恵宏春 吾充奈
第6民事部	月, 火, 木	工末尾 藤永島 涼雅祐太 二之郎
労働審判官		(工末 藤永 涼雅 二之)
調停主任		(田遠(吉(寺(武(間(末 中藤田西宮明永 智浩祈和英宏雅 子)郎代)史)子)充)之)

部・係	開 廷 日 割	配 置 裁 判 官			
第 1 刑 事 部	月, 火, 水, 木, 金	平 畑 小 生	島 口 林 田	正 泰 礼 大	道 成 子 輔
第 2 刑 事 部	月, 火, 水, 木, 金	増 三 森 内 今	田 上 山 野	耕 幸 裕 智	兒 潤 督 史 紀
第 3 刑 事 部	(隨時)	(高 畑 生)	野 口 田	泰 大	伸 成 輔
第 4 刑 事 部	月, 火, 水, 木, 金	佐 富 空 杉	茂 田 閑 濱	敦 直 美	剛 史 樹 穂
部に属しない裁判官		松 稲	本 岡	明 奈	子 桜

(別表第2)

・尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置

1 尼崎支部

第1民事部

裁判官	本多俊雄
裁判官	檜皮高弘
裁判官	小倉真樹
裁判官	安達玄
(裁判官)	鳥飼晃嗣
裁判官	濱田優子
裁判官	岡田恵梨

第2民事部

裁判官	大西忠重
裁判官	大野正男
(裁判官)	安達玄
裁判官	鳥飼晃嗣
裁判官	佐藤志保
裁判官	松岡佑美

刑事部

裁判官	飯畑正一郎
裁判官	堀部麻記子
裁判官	田原綾子

部に属しない裁判官

裁判官	森田亮子
裁判官	鈴木木輝子

2 姫路支部

民事部

裁判官	小川西義博
裁判官	川畑公美
裁判官	上寺誠子
裁判官	國屋昭子
裁判官	林由希子
裁判官	鳥田真美人
裁判官	高橋浩美
裁判官	勝又来未子
裁判官	前川本美悠
裁判官	松川畑章緒
(裁判官)	中本畑美生
(裁判官)	湯川川亮

刑事部

裁	判	官	溝	國	禎	久
裁	判	官	藤	原	美	子
裁	判	官	宮	崎	陽	介
裁	判	官	吉	野	庸	子
裁	判	官	中	内	章	生
裁	判	官	湯	畑		亮
				川		

(別表第3)

その他の支部の裁判官の配置及び代理順序

1 伊丹支部

配置裁判官	代理裁判官
池下 朗	長井 清明, 大畑 道広, 永田 雄一 の順序
長井 清明	池下 朗, 永田 雄一, 大畑 道広 の順序
大畑 道広	永田 雄一, 長井 清明, 池下 朗 の順序
永田 雄一	大畑 道広, 長井 清明, 池下 朗 の順序

2 明石支部

配置裁判官	代理裁判官
片山 憲一	藤本ちあき, 相澤 聡 の順序
藤本ちあき	相澤 聡, 片山 憲一 の順序
相澤 聡	藤本ちあき, 片山 憲一 の順序

3 柏原支部

配置裁判官	代理裁判官
安達 玄	尼崎支部の裁判官

4 社支部

配置裁判官	代理裁判官
高橋 貞幹	姫路支部の裁判官

5 龍野支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
芹澤 俊明	姫路支部の裁判官

6 豊岡支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
(合議体) 山下 真 本庁から填補 本庁又は姫路支部 から填補	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
山下 真	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
勝又来未子 (姫路支部から填補)	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官

7 洲本支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
安西 二郎	本庁の裁判官

(別表第4)

神戸簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割

係	開廷日割	配 置 裁 判 官
第 1 民 事 係	月, 木	三 木 健 治
第 2 民 事 係	火, 木	中 路 義 彦
第 3 民 事 係	水	古 川 博
第 4 民 事 係	火	松 岡 美知代
第 5 民 事 係	水	瀧 川 勝 子
刑 事 係	水, 金 (第1, 3, 5)	前 川 隆 子
第 1 民 事 調 停 係	火, 金	古 川 博
第 2 民 事 調 停 係	水, 金	松 岡 美知代
略 式 (交 通) 係	木 (第1, 3, 5)	瀧 川 勝 子
	木 (第2, 4)	前 川 隆 子
略 式 (待 命) 係	月	前 川 隆 子
	火	瀧 川 勝 子
	水	三 木 健 治
	木 (第1, 3, 5)	前 川 隆 子
	木 (第2, 4)	瀧 川 勝 子

	金	中路義彦
略式（一般）係	月	前川隆子
督促係	月	古川博
保全係	月，木	古川博
	火	瀧川勝子
	水	三木健治
	金	中路義彦
公示催告係	月	古川博
過料係	月	古川博

(別表第5)

尼崎簡易裁判所及び姫路簡易裁判所の裁判官の
配置及び開廷日割

1 尼崎簡易裁判所

配置裁判官	事務の分配	開廷日割
湯川哲嗣	(民事事件) 民事訴訟事件(再審事件を含む。) 3分の1 (刑事事件) 1 刑事公判請求事件(湯川裁判官及び平野裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く。) 全部 2 略式請求事件(一般) 全部 3 略式請求事件(交通) 全部 4 略式請求事件(待命) 水曜日に受理した事件全部	木 金 随 時 火 水
平野和行	(民事事件) 1 民事訴訟事件(再審事件を含む。) 3分の1 2 民事調停事件 2分の1 3 即決和解事件 全部 4 公示催告事件 全部 5 意思表示の公示送達事件 全部 (刑事事件) 略式請求事件(待命) 火曜日及び木曜日に受理した事件全部	月 水 随 時 随 時 随 時 火、木

近藤 哲	(民事事件)	水 木 随 時 随 時	
	1 民事訴訟事件 (再審事件を含む。)		3分の1
	2 民事調停事件		2分の1
	3 民事保全事件 (保全異議事件を含む。)		全 部
	4 過料事件	全 部	
	(刑事事件)	金 月, 金	
1 刑事公判請求事件 (湯川裁判官及び平野裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判)	全 部		
2 略式請求事件 (待命)	月曜日及び金曜日に受理した事件全部		

2 姫路簡易裁判所

係	配置裁判官	事務の分配	開廷日割	
1係	白 崎 省 吾	(民事事件)	火 木 随 時	
		1 民事訴訟事件		3分の1
		2 民事調停事件		3分の1
		3 その他の民事事件 (民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。)	3分の1	随 時
		(刑事事件)	月 (3週 ごと) 随 時 随 時 金 (3週 ごと)	
		1 刑事訴訟事件		3分の1
		2 刑事訴訟事件第1回公判前の身柄に関する処分		3分の1
		3 略式請求事件 (一般, 待命)		3分の1
4 略式請求事件 (交通)	3分の1			

2係	森 康 清	(民事事件) 1 民事訴訟事件 3分の1 2 民事調停事件 3分の1 3 その他の民事事件 (民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。) 3分の1	水 火 随 時
		(刑事事件) 1 刑事訴訟事件 3分の1 2 刑事訴訟事件第1回公判前の身柄に関する処分 3分の1 3 略式請求事件 (一般, 待命) 3分の1 4 略式請求事件 (交通) 3分の1	月 (3週ごと) 随 時 随 時 金 (3週ごと)
3係	寺 田 俊 弘	(民事事件) 1 民事訴訟事件 3分の1 2 民事調停事件 3分の1 3 その他の民事事件 (民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。) 3分の1	木 水 随 時
		(刑事事件) 1 刑事訴訟事件 3分の1 2 刑事訴訟事件第1回公判前の身柄に関する処分 3分の1 3 略式請求事件 (一般, 待命) 3分の1 4 略式請求事件 (交通) 3分の1	月 (3週ごと) 随 時 随 時 金 (3週ごと)

(別表第6)

管内簡易裁判所（神戸，尼崎及び姫路を除く。）の裁判事務の分配，開廷日割，裁判官の配置及び代理順序

1 西宮簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件（民事調停事件，手形・小切手を除く。） 3分の2 2 手形・小切手事件 全部 3 民事調停事件 全部	火，金 火，金 水，木	武知 哲也	尼崎簡易裁判所の裁判官（職務代行）ただし，火，水については，勝川好夫裁判官を，金については朝田和男裁判官を第1順位とする。
1 刑事事件（略式請求事件，令状請求事件を除く。） 全部 2 略式命令に対する正式裁判事件 全部	月 随 時		尼崎簡易裁判所の裁判官（職務代行）
各種令状請求事件 5分の3	月，水 木		尼崎簡易裁判所の裁判官（職務代行）ただし，水については，勝川好夫裁判官を第1順位とする。
民事事件（民事調停事件，手形・小切手事件を除く。） 3分の1	水	勝川 好夫 （伊丹簡裁から填補）	武知 哲也， 尼崎簡易裁判所の裁判官（職務代行）の順序
各種令状請求事件 5分の1	火		

1 各種令状請求事件 5分の1 2 略式請求事件 全部	金 金	朝田 和男 (柏原簡裁 から填補)	武知 哲也, 尼崎簡易裁判 所の裁判官(職務代行)の 順序
司法行政事務		武知 哲也	尼崎簡易裁判 所の裁判官(職務代行)

2 伊丹簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(民事事件) 1 民事訴訟事件 3分の1 2 民事調停事件 全部 (刑事事件) 1 各種令状請求事件 5分の2 2 略式請求事件(交通) 全部	月 木, 金 木, 金 木, 金	勝川 好夫	近藤 基, 永田 雄一, 大畑 道広, 池下 朗 の順序
(刑事事件) 1 刑事公判事件(略式命令(一般)の正式裁判のみ) 全部 2 第1回公判前の身柄に関する処分 5分の2	金 木, 金		
(民事事件) 1 民事訴訟事件 3分の2 2 民事事件(民事訴訟, 民事調停を除く。) 全部 (刑事事件) 1 刑事公判事件(略式命令(交通)の正式裁判を含む。)及びその他の刑事事件 全部 2 各種令状請求事件 5分の3 3 略式請求事件(一般) 全部	木, 金 随 時 水 月, 火, 水 随 時	近藤 基	勝川 好夫, 永田 雄一, 大畑 道広, 長井 清明, 池下 朗 の順序

第1回公判前の身柄に関する処分 5分の3	月, 火, 水	永田 雄一	大畑 道広, 長井 清明, 池下 朗 の順序
司法行政事務		池下 朗	近藤 基, 勝川 好夫 の順序

3 明石簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事訴訟事件 (付調停事件含む。) 2分の1 2 少額訴訟事件 2分の1 3 民事調停事件 全部 4 民事事件 (民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。) 全部	木 水 月, 火 随 時	西岡 博之	増田 輝夫, 片山 憲一, 相澤 聡, 藤本ちあき の順序
1 民事訴訟事件 (付調停事件を含む。) 2分の1 2 少額訴訟事件 2分の1	水 木	増田 輝夫	西岡 博之, 片山 憲一, 相澤 聡, 藤本ちあき の順序
刑事公判請求事件 全部	火, 金	片山 憲一	西岡 博之, 増田 輝夫, 相澤 聡, 藤本ちあき の順序
略式請求事件 (待命) 5分の2	月, 水	西岡 博之	増田 輝夫, 片山 憲一, 藤本ちあき, 相澤 聡 の順序
各種令状請求事件 5分の2	月, 水		増田 輝夫,

			相澤 聡, 藤本ちあき, 片山 憲一 の順序
略式請求事件 (待命) 5分の2	木, 金	増田 輝夫	西岡 博之, 片山 憲一, 藤本ちあき, 相澤 聡 の順序
1 各種令状請求事件 5分の2 2 略式請求事件 (待命を除く。) 4分の1	木, 金 木, 金		
1 略式請求事件 (待命) 5分の1 2 各種令状請求事件 5分の1 3 略式請求事件 (待命を除く。) 4分の3	火 火 火	片山 憲一	西岡 博之
司法行政事務			

4 篠山簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件	全 部	水, 木	朝田 和男	尼崎簡易裁判 所の裁判官(職務代行)
2 刑事事件	全 部	水, 木		
司法行政事務				

5 柏原簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1	民事事件 全部	月, 火	朝田 和男	安達 玄
2	刑事事件 全部	月, 火		
司法行政事務			安達 玄	朝田 和男

6 加古川簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1	民事事件（民事調停事件を除く。） 全部	火, 木 月, 水, 金	池田 善信	姫路簡易裁判所の裁判官（職務代行）ただし、金については早苗知次裁判官を第1順位とする。
2	民事調停事件 全部			
1	刑事事件（略式請求事件、各種令状請求事件を除く。） 全部	月 月, 火, 水, 木 水（月2回） 月	池田 善信	姫路簡易裁判所の裁判官（職務代行）
2	各種令状請求事件 5分の4			
3	略式請求事件（交通即決） 全部			
4	池田善信裁判官が発付した以外の略式命令に対する正式裁判事件 全部			

1 各種令状請求事件 5分の1 2 略式請求事件（交通即決を除く。） 全部	金 金	早苗 知次 （社簡裁から填補）	池田 善信 ， 姫路簡易裁判所の裁判官（職務代行）の順序
池田善信裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件 全部	随 時	姫路簡易裁判所の裁判官（職務代行）	姫路簡易裁判所の裁判官（職務代行）
司法行政事務		池田 善信	

7 社簡易裁判所

事 務 の 分 配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件 全部	月，火 水，木	早苗 知次	高橋 貞幹， 姫路簡易裁判所の裁判官（職務代行）の順序
2 刑事事件 全部	月，火 水，木		
司法行政事務		高橋 貞幹	早苗 知次

8 龍野簡易裁判所

事 務 の 分 配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官

<p>(民事事件)</p> <p>1 民事訴訟事件（自庁調停に付した調停事件を含む。） 全 部</p> <p>2 保全事件 全 部</p> <p>(刑事事件)</p> <p>1 令状事件 5分の4</p> <p>2 増田輝夫裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件 全 部</p>	<p>水 随 時</p> <p>月, 水, 木, 金</p> <p>木</p>	<p>芹澤 俊明</p>	<p>姫路簡易裁判所の裁判官(職務代行)の順序</p>
<p>(民事事件)</p> <p>1 民事調停事件（芹澤俊明裁判官が自庁調停に付した調停事件を除く。） 全 部</p> <p>2 即決和解, 公示催告事件 全 部</p> <p>3 過料事件 全 部</p> <p>(刑事事件)</p> <p>1 刑事事件（増田輝夫裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く。） 全 部</p> <p>2 略式請求事件 全 部</p> <p>3 令状事件 5分の1</p>	<p>火</p> <p>火</p> <p>火</p> <p>火</p> <p>火</p> <p>火</p>	<p>増田 輝夫 (明石支部から填補)</p>	<p>芹澤 俊明, 姫路簡易裁判所の裁判官(職務代行)の順序</p>
<p>司法行政事務</p>	<p>芹澤 俊明</p>	<p>増田 輝夫, 姫路簡易裁判所の裁判官(職務代行)の順序</p>	

9 豊岡簡易裁判所

<p>事 務 の 分 配</p>	<p>開廷日割</p>	<p>配置裁判官</p>	<p>代理裁判官</p>
------------------	-------------	--------------	--------------

1 民事事件	全 部	月, 火(第1, 3, 5), 水,	苅谷 誠	山下 真
2 刑事事件	全 部	木, 金		
各種令状請求事件	全 部	月, 火(第1, 3, 5), 水, 木, 金	苅谷 誠	山下 真
		火(第2, 4)	勝又来未子 (姫路簡裁から填補)	山下 真
司法行政事務			山下 真	苅谷 誠

1 0 浜坂簡易裁判所

事 務 の 分 配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件	全 部	火(第2, 4)	苅谷 誠	山下 真 (職務代行)
2 刑事事件	全 部	火(第2, 4)		
司法行政事務				

1 1 洲本簡易裁判所

事 務 の 分 配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(民事事件)			鈴木 秀夫	安西 二郎 , 神戸簡易裁判所の裁判官(職務代行)の順序
1 民事訴訟事件	全 部	月, 水, 木, 金		
2 民事調停事件	全 部	月, 水, 木, 金		
3 民事事件(民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。)	全 部	随 時		
1 刑事事件(各種令状請求事件を				

除く。)	全 部	月, 水, 木, 金		
2 各種令状請求事件	5分の4	月, 水, 木, 金		
各種令状請求事件	5分の1	火	安西 二郎	神戸簡易裁判所の裁判官(職務代行)
司法行政事務			安西 二郎	鈴木 秀夫